第 5334 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブＦＡＸニュース

(2015年)平成27年 10月 22日 木曜日

発行所
三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士　三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6　TEL：06-6209-7191　WEB：http://www.zeirishi-miwa.co.jp

♤ 親族に支払う給与の取扱い

Ｑ：私は個人事業を営んでいますが、親族に支払う給与は給与にならないことがあると聞きました。どういうことですか？

Ａ：親族に支払う給与の取り扱いは、生計が一かどうか、事業専従者か青色事業専従者かによって取り扱いが違います。

【解説】

親族に支払う給与の取り扱いは、次のようになっています。

1. 生計を一にしている親族に支払う給与

①原則的取扱い

支払った給与は必要経費になりません。また、給与を受け取った親族の所得にもなりません。

②事業専従者に該当する場合（白色申告）

支払った給与は必要経費になりませんが、次のイとロのいずれか低い金額が必要経費としてみなされます。（事業専従者控除）

イ. 50万円（配偶者の場合は86万円）

ロ. 事業所得、不動産所得の金額（専従者控除前）の合計額÷（専従者数＋１）

なお、この金額は、事業専従者の給与収入になります。

③青色事業専従者に該当する場合（青色申告）

青色専従者給与として届け出た金額のうち労務の対価として相当と認められる金額は必要経費となります。

2. 生計を一にしていない親族に支払う給与

その額が労務の対価として相当と認められる限り必要経費になります。